

# 青森県報

第五百二十号

令和四年  
十月七日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の担当する診療科名の変更の届出……………  
が生活習慣病・  
対策課 …… 一
  - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の辞退……………  
同 …… 一
  - 障害福祉サービス事業者の指定……………  
(障害福祉課) …… 二
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………  
同 …… 二
  - 右 同……………  
同 …… 二
  - 身体障害者福祉法による医師の指定……………  
同 …… 二
- 公 告
- 林業用種苗生産事業者の登録……………  
(林政課) …… 二
  - 県営林(県行造林)の立木の売却に係る一般競争入札……………  
(同) …… 三
  - 県営土地改良事業計画の変更の決定……………  
(農村整備課) …… 三
- 公 営 企 業
- 青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………  
(総務院 課局) …… 四

## 告 示

### 青森県告示第五百二十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第十九条の規定により、次のとおり指定医から担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和四年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分 の区分	氏 名	主として指定難病の診断 を行う医療機関	担当する 診療科名	変 更 年 月 日
	難病指 定医		綿貫 裕	弘前大学医 学部附属病 院	内分 泌糖 尿内 科、 代謝 内 科	令和 三・五・三
				弘前市大字本町 五三	内分 泌糖 尿内 科、 代謝 内 科	

### 青森県告示第五百二十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和四年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の 区分	氏 名	主として指定難病の診断 を行う医療機関	担 当 科 名	指 定 辞 退 年 月 日

難病指定
工藤 興壽
浩和医院
五所川原市字中 一平井町一三〇の
泌尿器科、内科
令和 四・八・三

青森県告示第五百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和四年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
	株式会社みんなのペー ス	三戸郡階上町大 字道仏字浜久保 一四の一八三	共同生活 援助	ライフペー スとわだ	十和田市東三番 町七の一〇	令和 四・〇・一

青森県告示第五百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和四年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	担 当 する 医療の種類	指 定 年 月 日
浩和医院	五所川原市字中平井町 一三〇の一	じん臓に関する 医療	令和四・九・一

青森県告示第五百四十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和四年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ハッピー調剤薬局青森油川 店	青森市油川字浪返一〇二の一	令和 四・〇・一

青森県告示第五百四十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和四年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等	診 療 科 目	指 定 年 月 日
二瓶 太郎	十和田市立中 央病院	循環器内科（心臓機 能障害）	令和 四・〇・一

公 告

林業用種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとお



下平谷地区の県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を変更したので、同条第十八項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和四年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年十月十一日から同年十一月八日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

## 公 営 企 業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年十月七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第七号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「二千七百円」を「八千円」に、「千三百五十円」を「四千五百円」に改める。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和四年十月一日から適用する。

（発行者・発行人）  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円